

南知多ごみ減量化通信

～ 第 10 号 ～

令和 3 年 3 月

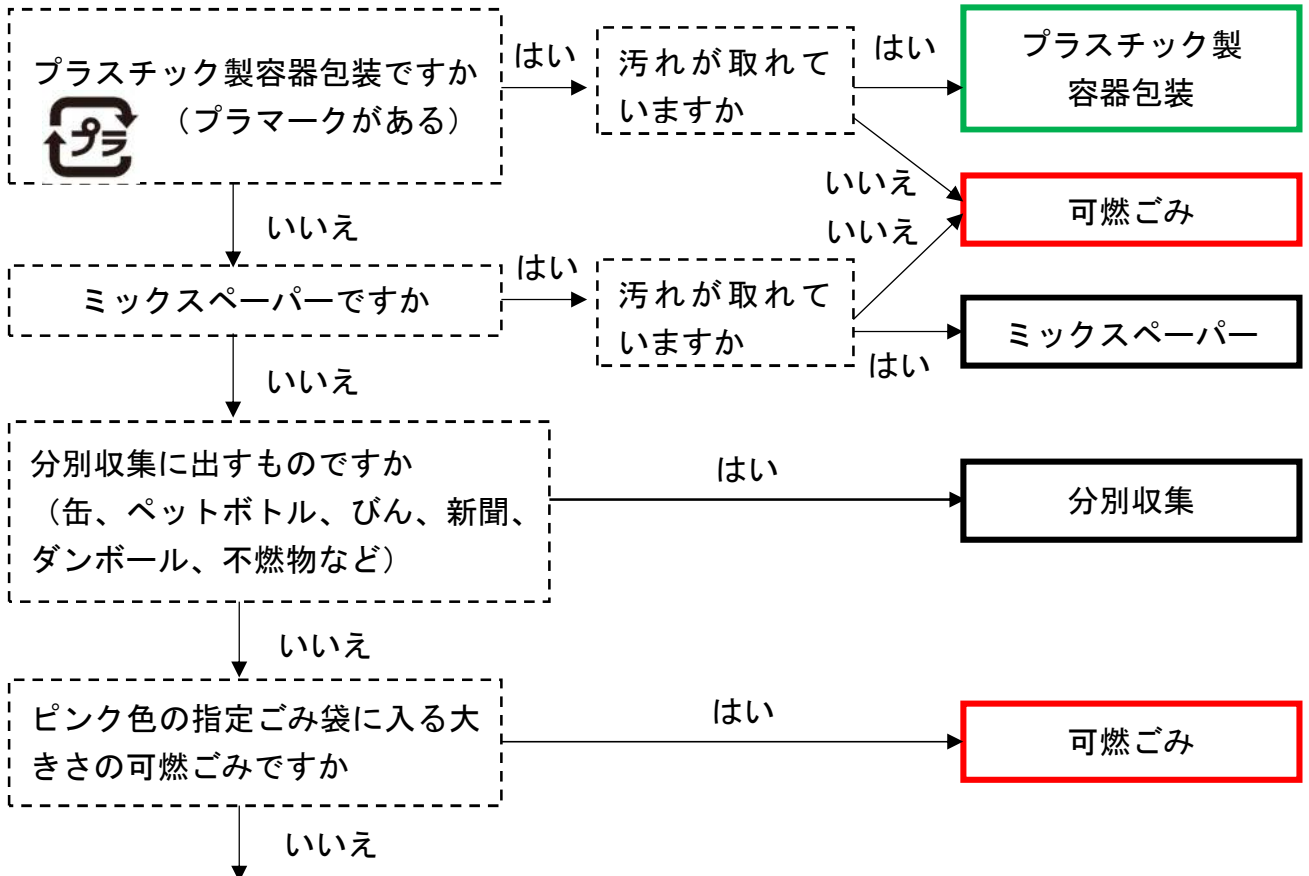
今回は、変更するごみの出し方をまとめてお知らせします。

可燃用指定ごみ袋の切替タイミング これ以降、黄色の袋は回収しません

次の表のとおり、集積所に出せる袋が変わります。

地区	黄色	ピンク色
月・木回収の地区	3月29日（月） 朝8時まで	3月29日（月）朝8時以降 （収集車のごみを回収した後）
火・金回収の地区	3月30日（火） 朝8時まで	3月30日（火）朝8時以降 （収集車のごみを回収した後）

分け方



クリーンセンターへ直接搬入（両島は粗大ごみ収集）または町の許可業者に有料で依頼

※プラマークがなくても、プラスチック製容器包装に該当するものもあります。

4月から変わること（持って行く場所別）

1 集積所（プラスチック製容器包装）（新しい分別）

- プラマークの付いているものは、「プラスチック製容器包装」の指定ごみ袋（薄い緑色）に入れます。
- レジ袋などお店で買った商品を入れた袋は、プラマークがなくてもプラスチック製容器包装です。
- 回収は、ミックスペーパーと同じ日、同じ場所。
- 洗っても汚れの取れない場合は、可燃ごみ。
- 詳しくは、ごみ減量化通信第2号（令和2年7月）、4号（8月）、5号（9月）をご覧ください。



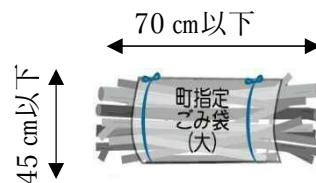
2 集積所（可燃ごみ）

- 指定ごみ袋が「ピンク色」に変わります。
- プラスチック製容器包装以外のプラスチックは、可燃ごみに出します。

可燃ごみに出すプラスチック



- 剪定枝は、長さ70cm以下、束ねて直径45cm以下にし、可燃ごみ用指定ごみ袋に入れるか、45Lの指定ごみ袋（ピンク色）を巻いてください。枝1本の太さは5cm以下とします（新しくできるリサイクルステーションに持って行くと有料の指定ごみ袋は不要です）。



- おむつは、透明・半透明の袋に入れ、袋にマジックで「おむつ」と書けば、有料の指定ごみ袋に入れなくても出せます。

3 集積所（ミックスペーパー）

- ミックスペーパー用の指定ごみ袋（白色）に入れます。
- 紙以外を入れてはいけません。



4 地区の分別収集

4月からは、次の品目に分けます（収集場所に品目を示すプレートを用意します）。

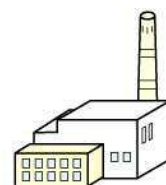
スチール缶	アルミ缶	ペットボトル	生きびん
びん（無色透明）	びん（茶色）	びん（その他の色）	雑誌
新聞	ダンボール	紙パック	布類
蛍光灯	乾電池	ライター	スプレー缶
ガラス・陶磁器類	金属類	小型家電	不燃ごみ

- スチール缶とアルミ缶を分けます。
- 「ガラス・陶磁器類」、「金属類」、「小型家電」、「不燃ごみ」の区分ができます。
- ペットボトルのフタとラベルをはがして出します（フタとラベルはプラスチック製容器包装）。
- ふたの取れないびんのコンテナがなくなります（ふたの取れなかったびんは、色別にふたの取れたびんのコンテナに入れます）。※ごみ減量化通信第8号（令和3年1月）の区分と変わりました。
- 傘は、布またはビニール部分を外して出してください（布、ビニールは可燃ごみ）。
- プラスチックは、分別収集に出すことができません。
- 分別収集場所のコンテナ（縦30cm×横40cm×高さ35cm）から、はみ出る大きさの不燃物は、粗大ごみです。クリーンセンターへ。



5 クリーンセンター

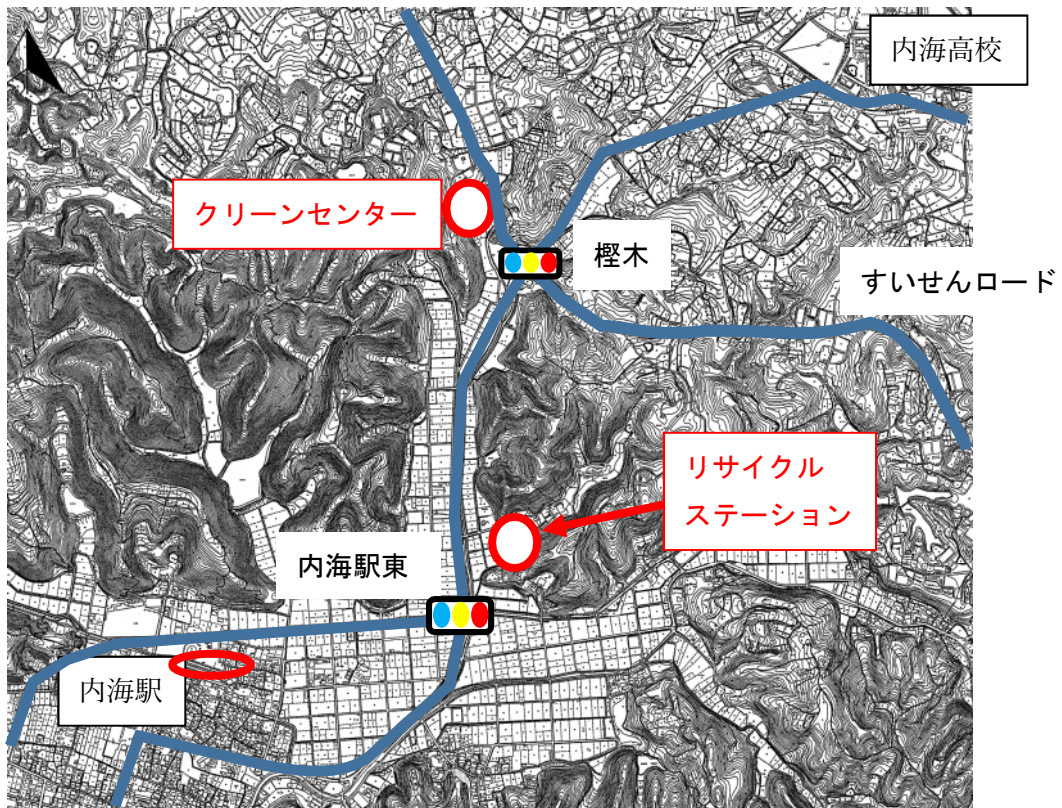
- 家庭系ごみ 100円/10kg、事業系ごみ 200円/10kg の手数料が必要です。
- 可燃ごみ、粗大ごみなど、新しくできるリサイクルステーションで受け入れられないものを持って行きます。
- 指定ごみ袋に入れてクリーンセンターに搬入しても、手数料が必要となりますので、指定ごみ袋に入れて搬入しないでください。
- 可燃ごみは、臭い対策のため、市販の袋に入れ、密封して搬入してください。



6 新しくできるリサイクルステーション

- リサイクルステーションに出せるもの（無料）
 - 缶、ペットボトル、新聞、雑誌など地域の分別収集場所に出している資源と不燃物（上記「4 地区の分別収集」と同じもの）
 - ミックスペーパー、プラスチック製容器包装（指定ごみ袋に入れてください）
 - 草・剪定枝（草、枝、竹に分けます）

- リサイクルステーションに出せないもの（クリーンセンターへ出すもの）
 - 分別収集のコンテナに入らない大きな不燃物
 - 可燃ごみ
 - 粗大ごみ
- リサイクルステーションに出せるものには、家庭系の場合、手数料が不要です。事業系の場合は、手数料が必要です。



使い残した指定ごみ袋（黄色）の払戻

使い残した可燃用指定ごみ袋（黄色）は、5月以降に払戻を実施します。
 払戻の日程は、4月に発行するごみ減量化通信第11号でお知らせします。
 できるだけ使い残さないよう、計画的に使いましょう。
 クリーンセンターに直接搬入する場合は使用できますが、手数料は必要です。

お読みになって、ご質問などありましたら、環境課までお問い合わせください。
 ごみ減量化通信で回答します。

発行者 南知多町役場 環境課 〒470-3495 南知多町大字豊浜字貝ヶ坪 18
 TEL 65-0711 (131・132) Fax 65-0694 E-mail: kankyo@town.minamichita.lg.jp